6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshiro Tanabe Vice Director General of Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction the foundation work of quay (－16m) (C12extension) in the Hokko South district, Port of Osaka

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 13 June 2014

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00 4 August 2014 (tenders brought with : 14 : 00 4 August 2014 or submitted by mail : 14 : 00 4 August 2014)

⑹　Contact point for tender documentation : Masaya Motoda, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650―0024, Japan TEL 078―391―7576

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年5月14日

独立行政法人都市再生機構

宮城・福島震災復興支援本部

本部長　稲垣　満宏

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　気仙沼市鹿折地区災害公営住宅建設工事

⑶　工事場所　宮城県気仙沼市錦町一丁目

⑷　工事内容　鉄筋コンクリート造共同住宅及び一部鉄骨造福祉センター　地上４～５階建８棟284戸延べ床面積約24,050㎡

⑸　工期　以下のとおり予定している。

平成26年12月から平成28年３月まで

⑹　工事の実施形態

①　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の受付の際に、競争参加資格確認資料並びに「企業の技術力」等に関する資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

②　本工事は、申請書及び資料の提出と同時に見積書を受け付け、ヒアリングを通じて妥当性が確認できた見積書を予定価格に反映させることができる、見積もりの提出を求める方式の試行工事である。なお、本工事の落札者は、工事完了後に工事実績価格（工事内訳書）を提出すること。

③　本工事の落札者は、当機構と「気仙沼市鹿折地区災害公営住宅建設工事の設計・施工に関する覚書（以下、「設計・施工に関する覚書」という。）」を交換し、別冊設計条件書に記載する工事に係る実施設計図書を作成する。実施設計図書が完成したときは、「設計・施工に関する覚書」に基づき、工事請負契約を締結する。

④　本工事においては、資料の提出及び入札等を紙入札方式により行い、電子入札システムは適用しない。

2　競争参加資格　次の⑴から⑮に掲げる条件をすべて満たしている者又は⑯の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、⑰に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより１に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構東日本地区（東北６県を含む17都道県が対象）における平成25・26年度の一般競争参加資格について「建築工事」の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）

⑶　当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　申請書、資料及び見積書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑺　東日本賃貸住宅本部業務エリア内発注の工事成績について、申請書、資料及び見積書の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページの「入札・契約情報」→「入札心得、契約関係規定」→「入札関連様式及び標準契約書等」→「標準契約書等について」→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）

⑽　総合評価に係る項目が、不備なく適正に記載されていること。

⑾　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

⑿　次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。

①　単独申込みの場合は、次に掲げる条件を満たすこと。

イ　施工実績　平成11年度から掲示日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事※の施工実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。以下同じ。）

※　同種工事とは、ＲＣ造又はＳＲＣ造142戸以上の共同住宅（３階建以上）の建設工事をいう。

ロ　設計実績　以下ａ、ｂ又はｃの条件を満たすこと又は以下ａからｄの条件を満たす者に実施設計を行わせる事ができること。（設計共同体としての設計実績は、代表者のものに限る。）なお、以下ａからｄの条件を満たす者に実施設計を行わせる場合、当該者は申込者の一員とし、共同企業体の一員とはしない。

ａ　一級建築士事務所登録のある者。

ｂ　ＲＣ造又はＳＲＣ造の共同住宅（３階建以上）の設計が完了した実績を有する者。

ｃ　今回工事において、構造上主要な部分（柱、梁又は耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合、構造上主要な部分にプレキャスト部材を使ったＲＣ造又はＳＲＣ造の建築物（３階建以上）の設計が完了した実績を有する者。

ｄ　当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争参加資格について「建築設計」の認定を受けている者。